

黒石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	38,406	15,188,482	△ 289,260	2,365,006	15.6	14.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	280	1,044,347	120,136	387,647	1,552,130	5,543	6,032

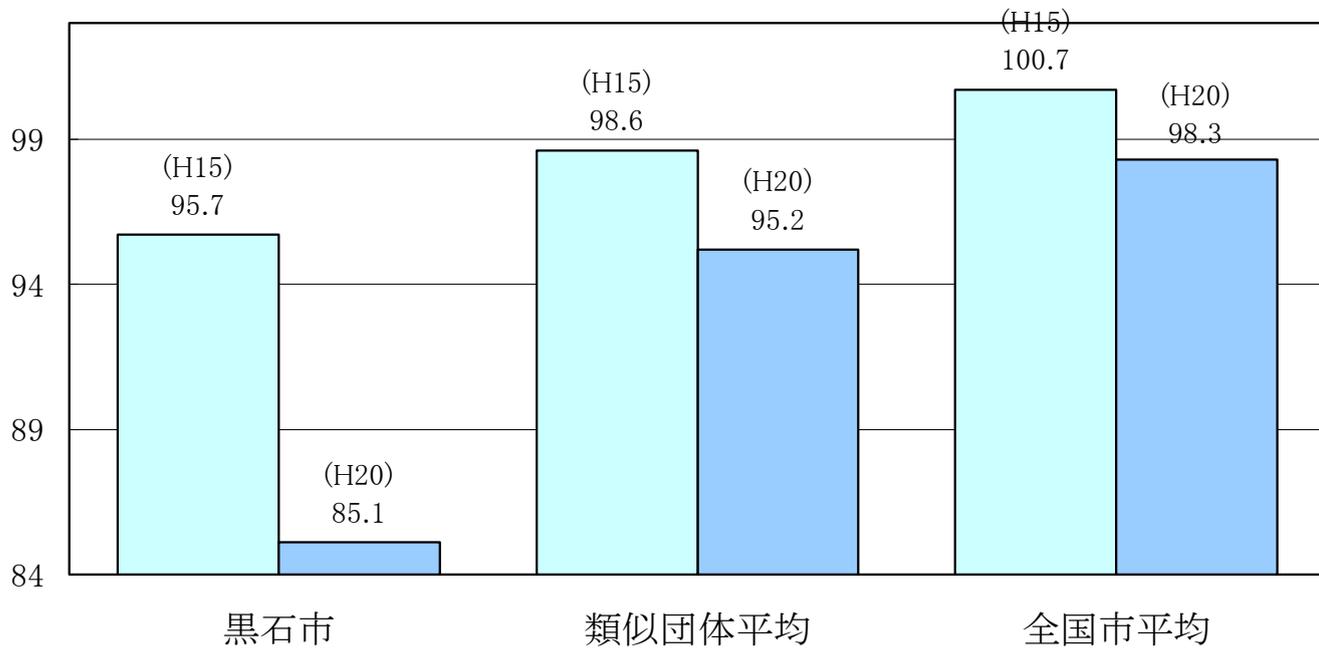
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

黒石市の給与抑制措置

- ・ 給料を職務の級に応じ、13～8%カット
- ・ 期末手当、勤勉手当を役職加算に応じ、18～10%カット

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒石市	44.2 歳	300,075 円	324,431 円	321,260 円
青森県	44.3 歳	350,300 円	420,914 円	386,108 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.3 歳	329,780 円	374,819 円	356,762 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
黒石市	50.0歳	37人	293,074円	311,822円	314,441円	—	—	—	—
うち用務員	49.1歳	19人	287,045円	302,476円	305,987円	用務員	53.9歳	225.9千円	1.34
うち自動車運転手	51.3歳	13人	301,400円	326,198円	325,720円	自家用乗用自動車運転手	51.9歳	195.2千円	1.67
うちその他技能労務職	49.9歳	5人	294,336円	309,956円	317,244円	—	—	—	—
青森県	46.5歳	552人	315,700円	361,011円	341,241円	—	—	—	—
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
類似団体	47.7歳	35人	303,102円	325,939円	316,383円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
黒石市	5,116,057円	—	—
うち用務員	4,970,057円	3,227.4千円	1.54
うち自動車運転手	5,322,224円	2,570.7千円	2.07
うちその他技能労務職	5,093,857円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区分		黒石市	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200(158,424) 円	168,756 円	172,200 円
	高校卒	140,100(128,892) 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200(126,224) 円	132,888 円	—
	中学卒	121,600(111,872) 円	121,030 円	—

(注) ()内の金額は、特例条例により8%カットした後の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(20年4月1日現在)

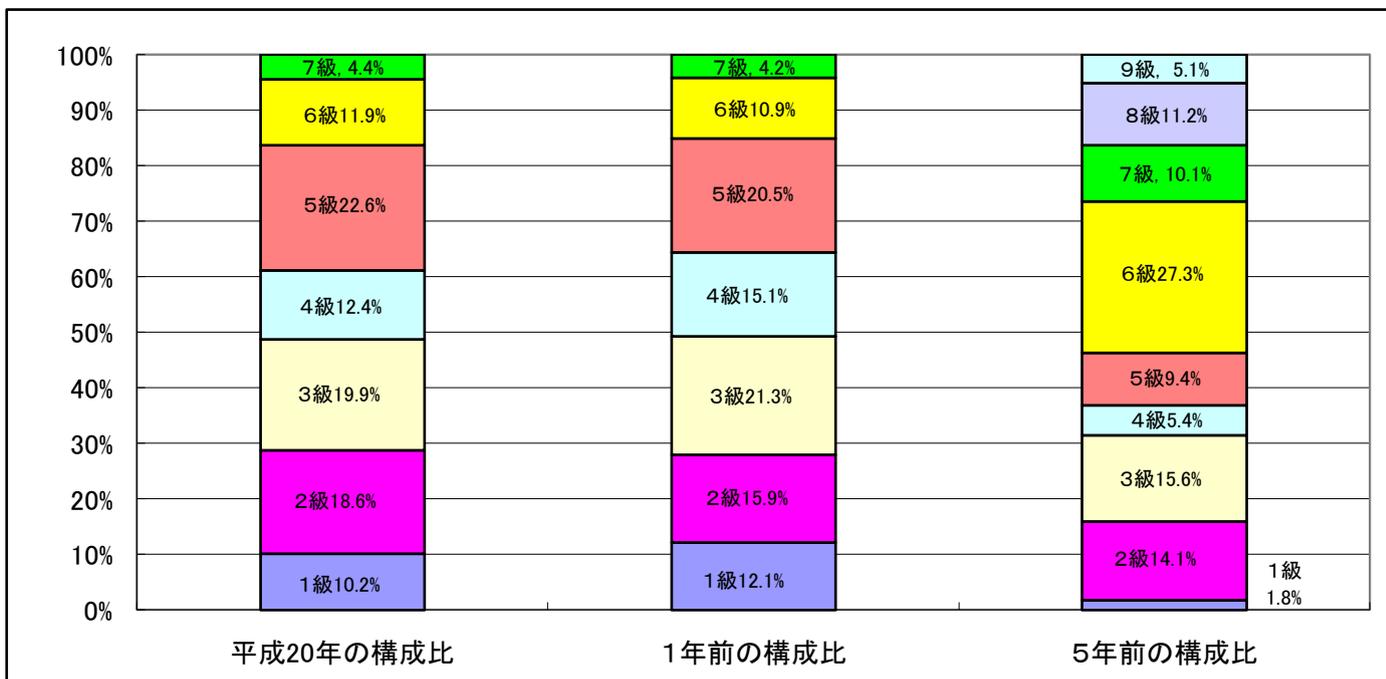
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	243,600 円	275,600 円	304,900 円
	高校卒	211,000 円	239,400 円	280,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	212,050 円	241,350 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	10人	4.4%
6 級	課長	27人	11.9%
5 級		51人	22.6%
4 級	課長補佐	28人	12.4%
3 級	係長	45人	19.9%
2 級	主事	42人	18.6%
1 級		23人	10.2%

(注) 1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績への反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 毎年1回全職員に対して勤務成績の評定を実施しているが、目標設定及び業務評価等については実施しておらず、能力・実績主義に基づく給与制度に対応させるための「新たな人事評価制度」を構築するための施行および検討を進めていく。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 既存の勤務成績の評定結果に基づき、「普通」より劣るものについてのみ、反映している。「普通」より優るものについては、新たな人事評価制度の構築により適切な評価ができるようになれば実施していく予定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒石市	青森県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,456 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,845 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況 毎年1回全職員に対して勤務成績の評定を実施しているが、目標設定及び業務評価等については実施しておらず、能力・実績主義に基づく給与制度に対応させるための「新たな人事評価制度」を構築するための施行および検討を進めていく。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 既存の勤務成績の評定結果に基づき、「普通」より劣るものについてのみ、反映している。「普通」より優るものについては、新たな人事評価制度の構築により適切な評価ができるようになれば実施していく予定。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

黒石市	国
計算式 基本額+調整額	計算式 基本額+調整額
基本額 退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 41.50 月分 50.70 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	基本額 退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 41.50 月分 50.70 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～41,400)円×60ヵ月 自己都合 勸奨・定年	調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～79,200)円×60ヵ月
1人当たり平均支給額 6,813 千円 26,036 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(20年4月1日現在)

支給実績		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績 (19年度決算)	市立病院	医師	119,950 千円
		医師以外の医療職	86,370 千円
	その他の職員		32,377 千円
			1,204 千円
支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)	市立病院	医師	470,393 円
		医師以外の医療職	3,925,880 円
	その他の職員		186,077 円
			35,397 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)			36.0 %
手当の種類(手当数)			5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	
診療手当	常時勤務する医師	診療業務	月額200,000～300,000円 学位取得者には1,000円加算	
危険手当	診療放射線科に勤務する技師及び助手	X線その他放射線を照射する作業に従事したとき	技師 230円/日 助手 2,000円/月	
	検査室に勤務する技師及び助手	梅毒等の有害物を取り扱う検査に従事したとき	技師 230円/日 助手 2,000円/月	
	看護師及び准看護師	透視撮影で介助を行ったとき	100円/日	
夜間看護手当	助産師・看護師・准看護師	午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる看護等の業務に従事したとき	4時間以上	3,300円/回
			4時間未満 2時間以上	2,900円/回
			2時間未満	2,000円/回
夜間・休日呼出手当	医師・看護師長・技師長・技師長補佐	午後6時から翌日の午前7時までの間に呼出を受けて診療に従事したとき	1時間未満の場合	医師 2,000円/日 看護師長等 1,000円/日
			1時間以上の場合	医師 1,500円/時加算 看護師長等 750円/時加算
待機手当	検査技師・放射線技師・看護師及び准看護師	休日に待機を命ぜられたとき	2,000円/日 1,000円/半日	

下記の特殊勤務手当は、19年10月分から支給単価をそれぞれ半額とし、20年3月31日をもって廃止した。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
税務手当	税の賦課徴収の事務に従事する管理職以外の職員	税の賦課徴収業務	賦課 3,500円/月 徴収 4,000円/月
福祉業務現業手当	保護係の職員及び査察指導員	福祉業務現業事務	5,000円/月
火葬場勤務手当	火葬場に勤務する技能主事	火葬業務	4,500円/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	69,853 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	133 千円
支給実績(18年度決算)	57,680 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	107 千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	—	63,994 千円	226,927 円		
	配偶者						13,000 円	
	配偶者以外	1人目					配偶者無	11,000 円
							配偶者有	6,500 円
	2人目以降						6,500 円	
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に 加算となる金額 1人につき		5,000 円						
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	—	14,749 千円	53,243 円		
	交通機関利用の場合実費 最高限度額						55,000 円	
	自動車等利用者	片道2km以上					2,000 円	
片道60km以上		24,500 円						
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		同	—	12,674 千円	145,678 円		
	借家(借間)の場合の支給 限度額						27,000 円	
	自己の所有する住宅(購入又は新築後5年間)						2,500 円	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき2,100～37,000円を支給		異	単価	13,902 千円	267,342 円		
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に4,000～10,000円を支給		同	—	0 千円	0 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		—	—	28,109 千円	289,783 円		
	部長級	8,000円						
	課長級	5,000円						
黒石病院医療局及び看護局に勤務する職員 8,000～110,000円								
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給		同	—	33,981 千円	65,983 円		
	経過措置適用職員	世帯主					扶養親族3人以上	18,040 円
							扶養親族1～2人	17,800 円
							扶養親族なし	10,200 円
	その他の職員						7,360 円	
	経過措置が適用されない職員	世帯主					扶養親族あり	17,800 円
							扶養親族なし	10,200 円
その他の職員			7,360 円					

5 特別職の報酬等の状況(20年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	595,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額		
	(850,000 円)			940,000 円 /	259,000 円	
副 市 長	483,000 円			769,000 円 /	249,000 円	
	(690,000 円)					
報 酬	議 長	372,600 円		598,000 円 /	230,000 円	
	(414,000 円)					
	副 議 長	343,800 円		522,000 円 /	200,000 円	
	(382,000 円)					
議 員	310,500 円			465,000 円 /	180,000 円	
	(345,000 円)					
期 末 手 当	市 長	(20年度支給割合)				
	副 市 長	3.30 月分				
議 長		(20年度支給割合)				
	副 議 長	3.30 月分				
議 員						
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×52.0/100	14,851,200円	任期毎		
		給料月額×在職月数×26.5/100	6,143,760円	任期毎		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

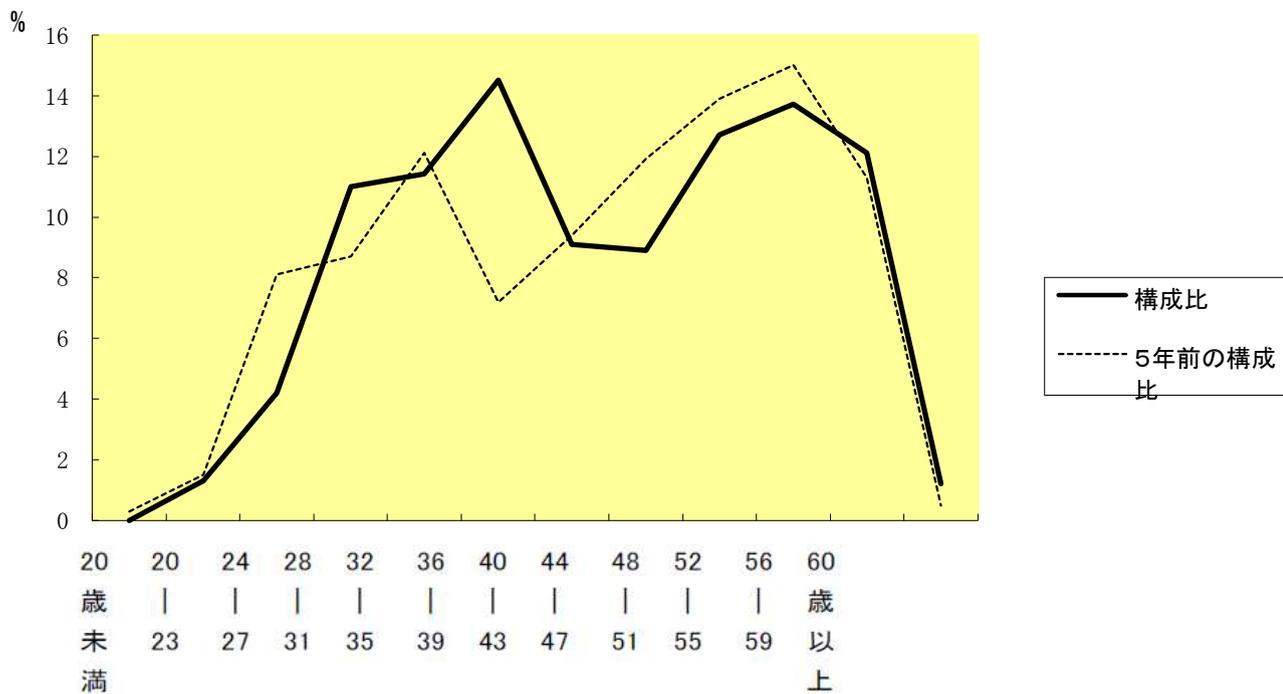
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普通 会計 部門	議会	5	5	0	
	総務企画	82	80	△ 2	退職者不補充
	税務	29	27	△ 2	退職者不補充
	民生	27	29	2	福祉総務課、生活福祉課のスタッフ充実
	衛生	16	14	△ 2	退職者不補充
	労働	1	1	0	
	農林水産	23	21	△ 2	退職者不補充
	商工	8	7	△ 1	退職者不補充
	土木	24	22	△ 2	退職者不補充
	計	215	206	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.64 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.06 人)
教育部門		66	61	△ 5	事務の統廃合縮小
小 計		281	267	△ 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.52 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.56 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	221	208	△ 13	欠員不補充、給食業務の民間委託
	水道	11	11	0	
	下水道	6	5	△ 1	退職者不補充
	その他	24	28	4	特定健診制度に伴う国保事業の業務増
	小 計	262	252	△ 10	
合 計		543	519	△ 24	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.14 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	22人	57人	59人	75人	47人	46人	66人	71人	63人	6人	519人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 567	人 556	人 11	% 1.94

(参考)第4次黒石市行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年度	平成21年度	計画期間内において、11人の職員を削減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	225	219	215	206			—	216
	増 減		△ 6	△ 4	△ 9			△19 (104.9%)	△ 9
教 育	職員数	75	75	66	61			—	74
	増 減		0	△ 9	△ 5			△14 (121.3%)	△ 1
公 営 企 業 等 会 計	職員数	267	261	262	252			—	266
	増 減		△ 6	1	△ 10			△15 (105.6%)	△ 1
計	職員数	567	555	543	519			—	556
	増 減		△ 12	△ 12	△ 24			△48 (107.1%)	△ 11

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。